

# 公共施設管理者(道路)への説明及び事前相談について

令和8年4月  
維持課・路政課

横浜市開発事業の調整等に関する条例第14条に公共施設管理者への説明が義務付けられています。公共施設管理者(道路)への説明は、条例に係るすべての案件を道路・交通政策局維持課及び路政課で受け付けます。

なお、条例第18条の公共の用に供する空地を設け、道路状に整備すること(道路中心線からの2.25メートル以上のセットバック)及び道路改廃については、事前協議を路政課で受け付けます。

## 1 説明方法及び事前相談について

公共施設管理者説明及び事前相談は、窓口で行ってください。電話等による受け付けは行っておりません。公共施設管理者の説明及び事前相談は、原則、開庁日の午前8時45分から午前12時までに行ってください。午後は現場検査等で不在の場合があります。

### (1) 公共施設管理者説明

公共施設管理者説明では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、表-1、表-2の説明項目が確認できる図面を揃えてください。

※図面に基づき、表-1、表-2の説明項目について説明を行ってください。

### (2) 事前相談

標識設置届提出前の事前相談では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、開発事業者、説明者、表-1、表-2の説明項目が確認できる図書を揃えてください。また、条例第18条の公共の用に供する空地の判断では、表-3を参考に必要な書類を揃えて下さい。

## 2 説明項目について

### (1) 開発区域内及び周辺の状況について(現況図、道路計画平面図等)

表-1 既存公道について

①開発区域の状況	開発区域面積、地形、土地利用の状況
	都市計画法等による法令の制限
②道路の整備状況	公道の有無、建築基準法上の道路種別
	幅員、縦断勾配 整備状況(横断構成、舗装構成、側溝の有無)
③安全施設・占用物件等の設置状況	下水道の整備状況
	電柱、標識や路面標示の設置状況 ガードレールや車止め等の安全施設の設置状況
④交通規制	横断歩道、停止線、交通規制の有無
⑤その他	必要に応じ求めます

(2) 道路計画について（道路計画平面図、縦断図、横断図、排水計画図）

表－2 新設及び拡幅道路について

①建築物等の計画	建築物等の用途、駐車場の出入口の位置
②道路線形	平面線形、縦断線形、横断構成
	道路と宅地との高低差、下法の有無
③路面排水	路面の排水方法、流末の有無
④占用物件	地下埋設物の新設予定
	電柱や標識の移設・撤去予定
⑤公道の取り扱い	公道の廃止・帰属の有無
⑥その他	必要に応じ求めます

(3) 条例第18条の公共の用に供する空地及び道路改廃の判断に必要な図書

表－3 事前協議必要図書

①公図	※地籍調査地域については公図に加え旧公図も添付
②認定路線図	開発区域に接する道路状況の確認
③道路台帳平面図	〃
④道路台帳区域線図	区域線図が無い場合は、境界調査図
⑤土地登記簿謄本	開発区域の前面道路の状況確認

### 3 その他

- (1) 説明内容に不足等がある場合は、再度説明をしていただく場合があります。
- (2) 内容によっては、土木事務所へ説明していただくことがあります。